

ふり～む

2009・3月
Vol.13



お知らせ

平成21年4月1日
市民部女性政策課は、
市民生活部男女平等参画課に
変わります!

目次

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)を策定しました	2~5
<small>計画の概要・計画の基本目標・総合的な推進・計画の体系</small>	
女性の人権講演会を開催しました	6・7
<small>【テーマ】配偶者・恋人からの暴力～なぜ男は暴力を選ぶのか～ 講師/東北大学大学院文学研究科教授 沼崎 一郎氏</small>	
女性のエンパワーメント講座	8
<small>～コミュニケーションスキルを学ぼう～リスニング(聴き方)とアサーティブネス(自己表現)</small>	
女性センターおすすめ図書	8
地域社会への男女平等参画—ボランティア活動—	9
<small>苫小牧市ボランティアセンターの取り組み 男女平等参画講座</small>	
認知症の基礎知識～予防と介護を考える～を開催しました	10
<small>講師/北海道メンタルケアセンター高齢者相談室室長 田口 功さん</small>	
相談	10・11
<small>女性センター法律相談 男女法律無料相談 女性に対する暴力をなくそう!</small>	
【データ】20歳代女性で高い喫煙率—平成20年版男女共同参画白書から—	11
女性センター情報コーナー	12

私たちのまちをさらに活力あ 男女平等参画社会

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)を策定しました

私たちのまちがさらに活気あふれる未来へとつながるためには、社会のあらゆる分野で、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が重要です。

市では、苫小牧市男女平等参画推進条例に基づく「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」を策定しました。その概要をお知らせします。

計画策定の趣旨

男女平等参画の取組は、世界の流れと連動して進められてきました。

国連が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、「世界行動計画」を採択したことに連なって、日本でも「国内行動計画」が策定され、世界の女性とともに国内の女性の地位向上も大きく進展してきました。

1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)にこの基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。

苫小牧市においても、男女平等参画社会の実現に向けての施策を総合的・計画的に展開するために、2001年(平成13年)に「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定しました。

さらに、より一層の推進を図るため、苫小牧市としての基本理念や責務等を定めた条例「苫小牧市男女平等参画推進条例」を制定し、2007年(平成19年)4月1日施行しました。

この条例に基づく基本計画に、これまで進めてきた「とまこまい男女共同参画プラン21」を位置づけていましたが、プラン21の計画期間の終了に伴い、この計画の実施状況を踏まえ、次期の計画として「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」を策定いたしました。

計画の性格

- ・この計画は、苫小牧市男女平等参画推進条例第8条の規定に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本になるものです。
- ・「とまこまい男女共同参画プラン21」を見直した2次的計画です。
- ・苫小牧市総合計画の個別の計画として策定するもので、本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

計画の期間

平成20年度(平成21年1月策定)から平成29年度までの10年間とします。

なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討します。

計画の概要

計画の基本理念

(苫小牧市男女平等参画推進条例に定める6つの基本理念)

1. 男女の
人権の尊重

2. 社会における制度又は
慣行についての配慮

3. 政策等の立案及び
決定への平等参画

4. 家庭生活における活動と
他の活動の両立

5. 性と生殖に関する
健康への配慮

6. 国際社会における
取組への配慮

ふれる未来へつなげるための の実現をめざして

計画の基本目標 (基本理念を踏まえて3つの基本目標を設定)

基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等参画意識の醸成を図るための啓発を進めます。

あらゆる教育の場で、男女平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点に立った教育と学習の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しくおびやかす行為として根絶を目指します。

推進の方向

男女平等参画の啓発の推進
男女平等参画の視点に立った教育の推進
性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

基本計画(第2次)の新たに取り組む施策の内容

推進の方向：男女平等参画の啓発の推進では、広報・啓発活動の推進の施策として「男女平等参画宣言の検討」を、男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実の施策として「苦情処理制度」を新たに加えました。

男女平等参画に関する相談や苦情については、女性政策課が窓口になり関係部署と調整しながら対応していきます。

推進の方向：性の尊重など男女の人権についての認識の浸透では、女性に対するあらゆる暴力の根絶の施策として「民間シェルター支援」を、ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実の施策として「相談における2次被害の防止の徹底」を加えました。

民間シェルターや関係機関と連携しながら、さらにドメスティック・バイオレンス被害者の支援を行っていきます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進

男女平等参画社会は、男女が対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い成果を分かち合う社会です。

このため、まちづくりについて男女双方の意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、男女が共に家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるよう支援し、さまざまな分野の男女平等参画の推進を図ります。

推進の方向

政策・方針決定過程への女性の参画拡大
男女の家庭生活と他の活動との両立支援
就労等における男女平等の確保
地域社会への男女平等参画の促進

基本計画(第2次)で新たに取り組む施策の内容

推進の方向：地域社会への男女平等参画の促進では、「防災分野への男女平等参画の促進」を加え、防災や災害復興の諸施策に女性の視点を生かしたきめ細やかな配慮ができるよう女性の参画促進と、防災に関する学習機会の充実に努めます。

私たちのまちをさらに活力あ 男女平等参画社会

基本目標Ⅲ

健康で生き生きと暮らせる環境の整備

男女が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことは、市民すべての願いです。男女がお互いの身体的特徴を理解し、思いやりをもった健康づくりを進めます。

特に女性は、妊娠・出産など特有の機能により生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから主体的に健康管理ができるよう支援します。また、高齢者や障がいのある男女が、生きがいをもって社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するよう努め、高齢化社会に対応した男女平等参画の推進を図ります。

推進の方向

生涯にわたる健康づくりの推進

高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

基本計画(第2次)で新たに取組む施策の内容

推進の方向：生涯にわたる健康づくりの推進では、「医療体制の充実」として、市立病院において性が尊重された医療体制を進めることを加えました。

総合的な推進

庁内における推進体制

男女平等参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、基本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織として設置した「苫小牧市まちづくり推進会議」男女平等参画推進部会の充実を図ります。

苫小牧市男女平等参画審議会

苫小牧市男女平等参画推進条例に基づき設置した苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴き推進に努めます。

市民・団体等との連携

基本計画の推進にあたっては、市民・団体等の理解と協力を得て、連携を図りながら取り組めます。

国・道との連携

国や道と関連する施策については、国や道と連携・協力しながら推進に努めます。

国際社会の取り組みへの配慮

男女平等参画の推進は、国際的な取り組みと連動しているため、基本計画に関連する国際的動向の情報把握に努めます。

計画の推進管理

計画に基づく施策の実施状況の年次報告書を作成し、公表します。また、必要なときは、計画期間中に見直しを図ります。

ふれる未来へつなげるための の実現をめざして

計画の体系



男女平等参画社会の形成



「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」は、各公共施設で閲覧できます。

《公共施設》

- ◆ 女性センター図書資料室
- ◆ 市役所2階情報コーナー
- ◆ 勇払出張所、のぞみ出張所
- ◆ 豊川コミュニティセンター
- ◆ 住吉コミュニティセンター
- ◆ 沼ノ端コミュニティセンター
- ◆ 植苗ファミリーセンター

※市(女性政策課)のホームページにも掲載しています。

女性の人権講演会を開催しました

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、人権問題です。市内でDV被害者の保護・自立を支援する活動を行っているウィメンズ・サポート“結”と苫小牧市(女性政策課)の共催で、DV加害者研究で知られる沼崎氏をお招きし、DV防止について学ぶ「女性の人権講演会」を開催しました。その一部を紹介します。



～講師プロフィール～

沼崎一郎(ぬまさき いちろう)
東北大学大学院文学研究科
教授
専攻は文化人類学、東アジア研究、男性学。

1997年より、キャンパス・セクシャル・ハラスメント全国ネットワーク東北ブロック代表として、性暴力被害者の支援活動に取り組む。

2001年、米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市エマーシにてDV加害者の再教育プログラムを学び、DV及び児童虐待の被害者支援にも取り組む。

【テーマ】

配偶者・恋人からの暴力

～なぜ男は暴力を選ぶのか～

講師／東北大学大学院文学研究科教授 沼崎 一郎 氏

とき／平成21年3月7日(土)14:00～16:00

主催／ウィメンズ・サポート“結”／苫小牧市

DVとは？

ドメスティックというのは家の中という意味です。家族や恋人同士など親密な関係の中で行われます。力や立場の**強い者**が、弱い者に対して、**様々な暴力**を使って、痛めつける、しかし、痛めつけるのが目的ではなくて、相手を自分の思いのままに**あやつろう**とすること。暴力はそのための手段

なのです。強い方が弱い方をいいなりにするのがDVです。

加害者と被害者がいるわけですが、圧倒的多数で加害者は男で、被害者は女です。それには理由があって、もともと体が大きいとか、力が強い、稼ぎが多い、社会的地位があるので、逆の場合もありますが、圧倒的に男が加害者で女が被害者になりやすいのです。

すべてのDVは犯罪である！

- ・ 叩いたり、押ししたり、傷つけたり、病気にする『**身体的暴力**』
- ・ 人前で「バカ!」と怒鳴る、「能無し」「浮気女」と叫ぶ、「痛い目にあいたいか」と怒鳴る『**言葉の暴力**』&『**心理的暴力**』
- ・ メールを盗み見る、食器を投げて割る、鍵をかけて家に閉じこめる『**心理的暴力**』
- ・ 子どもの養育費を渡さない『**経済的暴力**』
- ・ 脅してセックスを強要する『**性的暴力**』

これら、すべてのDVは犯罪です。そして、『**命を奪う**』殺人罪!ここまですないと捕まらないという現状がまだあります。

DVの加害者は犯罪者である。だから処罰を受けて当然なのに、家の中の中のうと住んでいる。様々な罪を常習で繰り返していれば、本当なら長いこと刑務所に入っても当然の犯罪者なのだとして理解しなくてはいけないということです。だから、加害者は、かわいそうな人でも病気の人でもなくて犯罪を繰り返している人だということです。

DV加害者の実像～なぜ男は暴力を選ぶのか～

なぜ暴力をふるうのか。まちがった説が世の中に広まっているように私は思います。これを私は、活火山モデルと言っています。心の傷とか、会社のストレスというマグマがだんだん溜まってくると、こらえきれなくなりドカンと爆発して、そしてスッとして元に戻るというふうを考えている方が多いと思いますが、実際は違います。その山には、本当は自分でコントロールできるフタが付いていて、外では決してフタは開けません。どんなにマグマが溜まっても、たとえば上司に目の前で怒られて腹がたつたとしても、そこでドカンと爆発はしません。爆発すると自分がクビになりますから……。こらえきらずに爆発するというのは嘘です。本当はこらえることのできる人です。それが家の中では、安心してフタをはずして爆発させている。しかも単に爆発するのではなくて妻と子どもをねらい打ちしている。ここで爆発させているのはストレスではなく、欲求不満です。スト

レスは爆発させても治るものではありません。会社で爆発させないのは、上司には欲求不満はあるのだけど、逆にやられるからフタをするわけです。ですから場所と相手をわきまえて、フタの開け閉めをちゃんとできるのです。ですから私は「暴力を選んでいる」という言い方をします。

本人が自覚しているかどうかはともかく、わざとやっているのです。暴力には「言うことは何でも聞け」という命令、「逆らうとこうなるのだ」という懲罰という意味が込められているのです。これは一種のコミュニケーションです。その目的は相手をあやつること、コントロールすることです。しかも簡単に使えて効果絶大。しかしそれは相手が強いと使えないので、会社の上司には使えないけれど、妻と子どもには使える。特に家の中なので、外からは誰も見ていませんから、だからついつい**使いたくなる**。一度使って言うことを聞いてくれるとうまみがあるので**止めたくなくなる**



る。これは止められなくなるわけではありませ
ん。ただ止めたくないのです。だけど**犯罪**なのだ
から、その責任は加害者にある。**罪を認めて責任
をとれ!**ということになるわけです。

罪を犯した責任は誰にあるのかという、こ

だから、「再教育」は非常に難しい

男を治そうと思っても、そう簡単には治らな
い。そもそも病気ではないので、治す、治さない
の問題ではない。止めるか止めないかです。残念
ながらほとんどの男は変わりません。さまざま
な調査がありますが、外国で行われているよう
な加害者の再教育やカウンセリングもあまり効
果はないといわれています。

加害者は変わらないのだから、

- ・結婚の“修復”は不可能!
- ・家族の“再生”は、子どもに対する影響
でもっと不可能!

加害者にしないため

男らしさの問い直しが必要です。強く、たく
ましくて、戦う男がいい男だとまだ思われていま
すから。そうでなくて暴力をふるわない、平和な
男がいいのです。そして、男も自立しよう。女が
いなくても困らない男になろう。誰かをあやつ
らなくても自信の持てる男になりましょう。デー
トDVの予防教育も含め、若い男の子への非暴

今後の課題

希望・理想ですが、非暴力平和の運動と連携
していきたい。学校現場でも非暴力教育は少し
ずつ始まっています。

立法・司法・行政・企業などさまざまなと
ころに働きかける必要もあります。

憲法9条を少し変えると、家の中で暴力をふる
わないという内容になります。戦争してはい
けないのですから、家庭の中でも暴力をふるっ
てはいけないのです。

れは当然加害者です。では、罪を犯させた責任
はあるのだろうか。これは、DVを犯罪として処
罰しない社会全体です。見逃すからいい気にな
ってやるのだということです。被害者と子ども
には責任はない、全然悪くないということを強
く言わなくてははいけない。しばしばこの人達が
罪を犯させているように責められることがあり
ますが、決してそうではないのです。暴力を正当
化する理由は何一つない、例え相手が悪くても
とんでもない女房でも、だから殴っていいとい
うことにはならない。相手のことを考えられない
のが、DV加害者の最大の共通点です。

DV加害者は、**怖がらせ、あやつる力(暴力)を
駆使する男、しかも、手放さず、追いかける
男。つまり、暴力を「選ぶ」男たち!**なのです。

一番必要なのは、被害者と子どもが独立して、自
立することです。

被害者を助けることも、加害者を捕まえること
も大事だが、なんと言っても自立してもらいた
い。精神的にも、性的にも、経済的にも・・・。
自分のことは自分で決める。お任せで、幸せにし
てもらうと思っははいけない。自立は、1人です
るものではなく仲間を支えられてするもので
す。若い人同士の助け合いグループができて、い
ろいろなところとつながっていけるといいです
ね。そのためのネットワーク作りを私たちもやっ
ていきたいと思っています。

力教育が必要です。

また、母親の再教育も必要です。暴力的なTV
のキャラクターが、イケメンだからとキャー
キャー騒がない、ということも含めてどうい
う男がいい男なのか、お母さんから考えてい
かないと変わりません。母親や彼女が、平和な男
がいいと思ってくれて暴力をふるわない男がも
てれば男はコロッと変わるかも知れません。

ワークショップ

講演会終了後には、講師とウィメンズ・サポ
ート“結”によるデートDV(恋人からの暴力)を
テーマにしたワークショップが開かれました。

TVのドキュメント番組や、ドラマの中のDV
場面のビデオ鑑賞の後、講師は、配偶者暴力を
なくすためには、結婚前、恋人関係のうちにDVに
気づくことが必要で、そのために学生のうちから
の暴力防止教育が重要であることを強調されて
いました。講演会に引き続き参加された皆さん
は、性教育の重要性など積極的に意見を述べ、会
場は熱気につつまれていました。

参加者の声

- 「DV加害者を教育し直すのはほとんど無理」
というのとは何か悲しい話です。女と男の良い
関係・幸せな関係って?
- 「DV」の本当の意味を知ることができたと思
いました。
- 「父は忙しいから、家庭内で、多少不機嫌でも
口調が乱暴でも仕方がない」というのが今の
家庭での位置感だと思っていました。でも、そ

れは父親自身の人間的価値観であって、して
はいけないことが前提ということを改めて思
いました。

- 「再統合」の幻想はキツパリあきらめる。こ
のことは、一般的にはまだまだ認識されてい
ないと思いました。それぞれが自立するとい
うことの大切さを知りました。

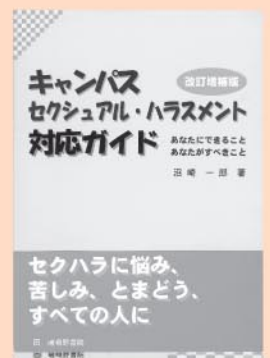
講師の著作本紹介



『なぜ男は暴力を選ぶのか
ドメスティック・バイオレンス
理解の初歩』かもがわ出版



『「ジェンダー論」の
考え方ガイド』フェミックス



『キャンパス
セクシュアル・ハラスメント
対応ガイド』嵯峨野書院

女性センター図書資料室で
貸出ししています。

女性のエンパワーメント講座

～コミュニケーションスキルを学ぼう～リスニング（聴き方）とアサーティブネス（自己表現）



女性センターでは、毎年、仕事や地域活動など様々な場面で女性が活躍する能力を身に付けるために「女性のエンパワーメント講座」を開催しています。

今年度は、講師にC&Fウェルフェアセンター代表の小野寺み子さんをお招きし、平成20年11月26日、12月3日、10日の3回にわたりリスニング(聴き方)とアサーティブネス(自己表現)の手法を学びました。

自分のコミュニケーションパターンを知ろう

講座は、50項目の質問に答え、自分のコミュニケーションパターンを知るところから始まりました。自分の「個性」は個性としてしっかり残し、人間関係でうまくいかないときには、自分のパターンを検証してみるとよいというアドバイスがありました。

聴き方のコツ

傾聴とは、「相手の気持ちを共感的にありのままに受け入れていくこと」だということが説明され、参加の皆さんは話す側、傾聴する側に分かれ、実際に傾聴の練習を行いました。皆さんからは、「傾聴してもらおうと、自分の気持ちや状況が整理できて、話しやすかったです」「親しい関係こそ、相手を受け入れて聴く傾聴が必要だと感じました。子どもにも実践してみます。」などの感想が聞かれました。

さわやかに自分の気持ちを表現してみよう ～アサーティブの手法を使って～

アサーティブネス(自己表現)とは、「相手も自分も尊重しながら、自分の意見や考え、感じていることを率直に、素直に、その場にふさわしく表現すること。または、表現しないことも自分が選択すること。」と定義され、ポジティブであれ、ネガティブであれ自分の感情を自分で認めていくということが大事で、そこから次の一歩が始まっていくことが話されました。その後参加の皆さんは、それぞれに役割を決めたロールプレイを行い、自分の感情を適切に相手に伝えていくアサーティブの手法を使って、どうしたら相手にうまく伝えることができるかを体験し、熱心に取り組んでいました。

女性センターおすすめ 図書

格差社会を生きる 男と女の新ジェンダー論

杉井静子 著/かもがわ出版

女性はずっとワーキングプアだった。いま、非正規のなかにさえ、男女格差がある。税制、社会保障、年金と、あらゆる面で女性を一人前の人間として扱ってこなかった制度、歴史にメスを入れる。新たに「男」の問題にも注目。「男らしさ」の押し付けが家族を養う男性像を生み出し、「男の生きにくさ」につながったのではないが、「男らしさ、女らしさ」のしぼりから解き放たれて生きるために男性にこそ読んでほしい。



子どもを輝かせる スポーツコミュニケーションスキル

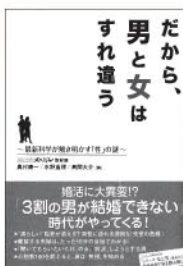
山口文子 著/体育とスポーツ出版社

話すテンポに声のトーン、あなたはどこまで気を使っていますか?少しの工夫で変わるあいさつの仕方、むずかしい控え選手への言葉かけ、そして今、問題のモンスターペアレントへの対処法まですぐに使えるコミュニケーションスキルを詳解。指導者・保護者必読のスポーツ界初のコミュニケーションスキル読本。親子、夫婦、上司・部下とのコミュニケーションづくりにも役立ちます。

だから、男と女はすれ違う ～最新科学が解き明かす「性」の謎～

NHKスペシャル取材班 著/ダイヤモンド社

男と女は同じ人間でも、違う生き物なのかもしれない。例えば、かかる病気は同じでも、薬の効き目に男女差があるという。全3回シリーズで放送されたNHKスペシャル「女と男 最新科学が読み解く性」に携った3人の担当者による書き下ろしです。自分のありよう、異性との違いをちゃんと知り、一人ひとりを大事にする社会をつくるためにこの本がヒントになるはずです。



パリのおばあさんの物語

岸 恵子 訳/千倉書房

女優の岸恵子さんが、フランスで20年以上も読みつがれている絵本を翻訳し、上品な大人の物語にしました。パリに暮らす一人のおばあちゃんが、過ぎ去った昔を振り返りながら、いまの日常を語ります。誰だって何かしら事情を抱えています。それを悔やむのでなく「明日になればきっと良くなるわ」と、明るく片付けていくおばあちゃんの生き方・哲学が伝わってきます。

シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス被害女性と子どもの自立支援のために

特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら編/明石書店
神奈川県で早くからDVと闘ってきた民間シェルターがかながわ女のスペースみずらの記録。自立を目指すDV被害者とそれを支援する活動は、被害者を取りまく現実の理不尽さを訴えてやまない。ボランティアの体験談や専門家との対談などを収めるほか、DV関連年表および関係資料が付いている。DVへの理解が深まる一冊。



新版 デートDVを知っていますか

NPO法人DV防止ながさき 編

NPO法人DV防止ながさきは2004年から デートDV防止授業を長崎県内の高校生 2万人以上へ行なってきた。授業後のアンケートで、交際経験のある高校女子の約2割がすでに何らかのデートDV被害経験があることが判明。これまでのアンケートからわかった被害の実状や受講者の感想、実際の授業内容、実施のノウハウなどを、わかりやすくコンパクトにまとめたブックレットです。

地域社会への男女平等参画

ーボランティア活動ー

苫小牧市ボランティアセンターの取り組み

平成18年、苫小牧市民活動センターに、社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会の運営によりボランティアの活動拠点としてのボランティアセンターが開設されました。ボランティア活動を通して「こころ豊かな地域づくり」をめざしています。ボランティアセンター、通称「ボラセン」では、ボランティアの相談、ボランティアサークルの活動支援やボランティア人口を広げるための活動を行っています。

活動の内容を聞いてみました！

○ボランティア講座を企画されていますが、どんな講座がありますか？

「市民ボランティア講座(初め的一步編)」、「50才以上のボランティアデビュー講座」、「小・中・高校生サマーボランティアスクール」、「親子ボランティア体験」、「なっちゃん&あつき(夏と秋)ミニミニ体験ボランティア」などがあります。

○受講された方の反応はどうですか？

「ボランティアという福祉のイメージが強かったけれど、広く変わりました」「受講して自分の普段何気ない行動が実はボランティアしていたことに気付かされました」「助けるだけじゃないことを知りました。自分にプラスになることがたくさんありました」「自分の力で相手に喜んでもらった時に自分にも喜びがありました」などの声を聞いています。

○ボランティア依頼の例としては？

幼稚園でのサンタクロース役、節分には鬼役のボランティアの依頼がありました。いつもいる先生ですすぐ子ども達にバテしてしまうそうです。小学校の総合学習で車いすダーツゲームの方たちとの交流体験などの依頼もありました。やはり、ニーズが多いのは、施設などのイベントや余興披露のボランティアですね。

○ボランティアの楽しさを教えてください。

男女、年齢関係なくいろいろな人との出会いがたくさんあります。ボランティアには答えが1つではないときもありますが、いろいろなことを皆で協力していく課程が大切であり楽しさでもあります。精神的な豊かさにつながるのではないのでしょうか。

現在、ボランティアセンターでボランティアとして把握している団体は、約60団体、個人ボランティアとして約50人で、その多くは女性ということです。ボランティアは小さなことから始まり広がっていきます。女性も男性もどんな年代でもちょっとしたきっかけで出来るボランティアがあるはず。その背中を押す一役をボランティアセンターが担っています。



ボランティアコーディネーター
豊嶋和宏さん



**ボランティアに
興味のある方を待っています**

苫小牧市社会福祉協議会
苫小牧市ボランティアセンター

TEL.0144-84-6481



男女平等参画講座

認知症の基礎知識

～予防と介護を考える～を開催しました

講師／北海道メンタルケアセンター高齢者相談室室長 田口 功さん

開催日／平成21年2月24日(火)



認知症への理解と知識を深めるために開催しました。定員を上回る42人の申し込みがあり、認知症に対する関心の高さが表れていました。

講師の田口さんは、「85歳以上の4人に1人は認知症があり、その人数は200万人に上り、誰もがなる可能性があり、今後が増えると予想される。」「予防は、脳を使うこと。」「認知症のある方への対応では、できないというマイナス面を中心に見るのではなく、できることの可能性に目を向けること。」と、体験談を交えて話されました。また、会場の参加者と、予防効果のある「後出しじゃんけん」や「鏡面文字」なども試していました。

参加者には、老後の不安や介護の悩みを抱えている方もいて、皆さん熱心に聞き入っていました。



参加者の声

- さあ、今日から実行!! Let go—ボケ防止策。
- 漠然とした知識しか持っていませんでしたが、よく理解できました。
- こうした基礎講座が継続的にあれば助かります。仲間ができれば持っている不安も軽減されます。
- 失敗例と成功例を交えたお話しでわかりやすく対応の仕方を学びました。

相 談

◆◆女性センター法律相談◆◆

**平成21年度も
「女性のための法律相談」を
実施します!**

女性センターでは、家庭・離婚問題、金銭問題、雇用問題や職場内のさまざまなトラブル、人権の問題などについて、女性弁護士による無料の「女性のための法律相談」を実施しています。

平成21年度は3回を予定しています。

受付など詳細は、開催月の広報とまこまいでお知らせします。

苫小牧男女平等参画推進協議会主催 男女法律無料相談

※苫小牧男女平等参画推進協議会では、昨年の平成20年5月から、月に1回、「男女法律無料相談」を始めました。男女平等参画社会の実現のため、障害となる諸問題の解決に向けて市内の大谷和広弁護士の協力を得て実施しています。

予約制で、詳細はポスターなどでお知らせしています。

※当協議会は、苫小牧市の男女平等参画社会を実現するために活動する民間団体です。

■どちらもお問い合わせは、苫小牧市女性政策課(女性センター)(0144)32-3544へ。

Data

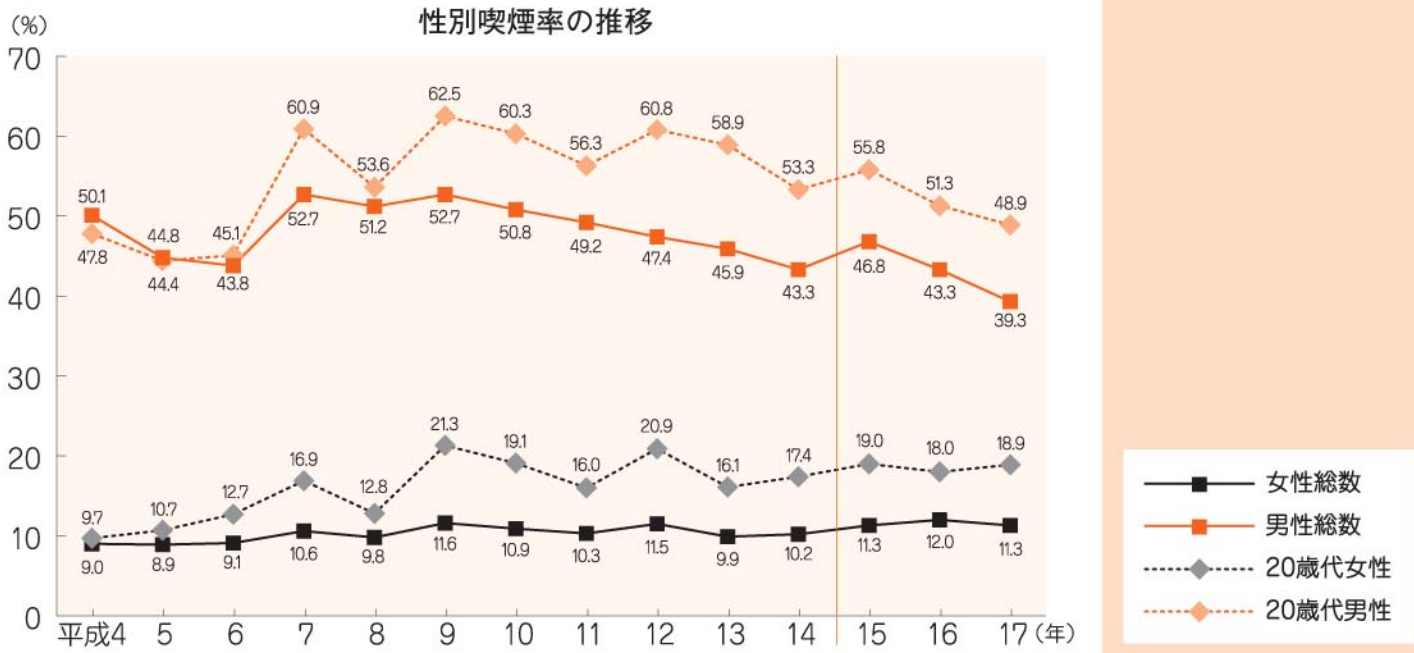
データ

20歳代女性で高い喫煙率 —平成20年版男女共同参画白書から—

喫煙率(平成4年から平成17年)を男女別にみると、男性の場合は低下していますが、女性の場合はほぼ横ばいに推移しています。

20歳代については、男性は全体と同様低下傾向にあります。女性も、平成4年の9.7%から平成17年には18.9%と、ほぼ倍増しています。

喫煙は、喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙により周りの人にも影響を及ぼします。家庭などでの受動喫煙により、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇する研究報告も出ていることから、喫煙による健康への悪影響についての広報が重要です。



(備考) 1. 平成14年までは「国民栄養調査」、平成15年からは「国民健康・栄養調査」(どちらも厚生労働省)より作成。
2. 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なる。

◆◆◆◆◆ 配偶者からの暴力などの相談 ◆◆◆◆◆

女性に対する暴力をなくそう! 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり決して許されず、ひとりでは悩まずに相談してください。ない行為です。

相 談 先		
相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 時 間
苫小牧市保健福祉部児童家庭課 (平成21年4月1日から課名が子育て支援課に変わります)	0144-32-6369 0144-32-7400	平日 8:45 ~ 17:15 (年末年始休日を除く) ※夜間・休日時の緊急連絡先は市役所代表 (0144)32-6111
ウィメンズ・サポート “結” (民間シェルター)	0144-32-0100	平日 11:00 ~ 16:00 (年末年始休日を除く)
北海道立女性相談援助センター (配偶者暴力相談支援センター)	011-666-9955	平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始休日を除く)
胆振支庁地域振興部環境生活課 (配偶者暴力相談支援センター)	0143-22-5286	平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始休日を除く)
苫小牧警察署	0144-35-0110	

女性センター情報コーナー

女性センター講座 受講者を募集!

曜日	講座名	講師	期間	回数	時間	定員	受講料・教材費等(円)
火	初めてのPATCHワーク	林 由美子	5月12日～6月30日	8	10:00～12:00	20	受2,000 教2,000
	楽しく!ピギナー英会話	神成 秀子	5月12日～7月14日	10	13:00～15:00	20	受2,500 教 800
水	初めてのゆかたづくり	対馬 文江 助手1名	5月13日～7月15日	10	13:00～15:00	15	受5,100 教材各自
	楽しいパンづくり	小野 雅美 助手1名	5月20日～7月8日	8	9:30～12:00	30	受3,800 教2,800
	レッツ!クッキング (季節の家庭料理)	平山あつ子	6月3日～6月24日	4	18:30～20:30	20	受1,000 教2,200
木	池坊いけばな	百瀬 厚華	5月14日～7月2日	8	10:00～12:00	20	受2,000 花代別途
	一からはじめる韓国語 (初歩の韓国の言葉と文化)	卞 鍾錫	5月14日～7月16日	10	18:30～20:30	20	受2,500 教1,530
	男のキッチン:基礎編	小野 雅美 助手1名	5月21日～7月9日	8	18:30～20:30	20	受3,040 教3,500
金	初心者のための着付け (ゆかたから小紋まで)	藤島 慧子	5月15日～7月17日	10	13:00～15:00	15	受3,400 教材各自
	体にやさしいおいしい野菜料理	工藤かひ子	6月5日～6月26日	4	10:00～12:00	25	受1,000 教2,000

※詳しくは4月1日発行の生涯学習だより、又は、女性センターホームページをご覧ください。

お知らせ

苫小牧市の機構改革により
部署の名称が変更になります。

平成21年4月1日
市民部女性政策課は、
市民生活部男女平等参画課に
変わります!

編集後記

今年は、桜の開花が早く、各地の開花宣言のニュースが流れる時季になりました。

1月に基本計画の策定を終え、計画書が出来上がり、一段落ついたところで、4月から私たちの部署の名称が変わり、また新たな気持ちで新年度をスタートします。

男女平等参画課をよろしく願います!

■発行日:平成21年3月 ■発行:苫小牧市

[企画・編集] 市民部女性政策課 (平成21年4月1日から市民生活部男女平等参画課に変わります)

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3 (苫小牧市民活動センター) 4階

TEL0144-32-3544 FAX 0144-37-2223

Eメール danjobyodo@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

女性センター利用案内

■所在地:苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3 (苫小牧市民活動センター) 内
■TEL:32-3544

開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始
(12/31～1/5)

利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、
学習グループなど

利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

受付時間 月～金曜日の8:45～17:15
(祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	使用料の区分			
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	1日 9時～21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室 A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
◇2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び冬期間暖房料がかかります。
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。



図書資料室は
どなたでも
自由にご利用ください

〈月～金曜日〉
9:00～17:00
(祝日・年末年始除く)